総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船		
三千万円	五千万円	○・〇〇一一〇〇％
五千万円	一億円	○・〇〇〇七八二〇％
一億円	二億円	○・〇〇〇四七五〇％
二億円	三億円	○・〇〇〇三〇九〇％
三億円	四億円	○・〇〇〇二二七〇％
四億円	五億円	○・〇〇〇一七八〇％
五億円	六億円	○・〇〇〇一四五八％
六億円	十億円	○・〇〇〇一二四〇％
十億円		○・〇〇〇〇七六八％

総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船		
五千万円	一億円	○・〇〇二六六〇％
一億円	二億円	○・〇〇一五三四〇％
二億円	三億円	○・〇〇〇九四八〇％
三億円	四億円	○・〇〇〇六九六〇％
四億円	五億円	○・〇〇〇五五三〇％
五億円	六億円	○・〇〇〇四五五四％
六億円	十億円	○・〇〇〇三八九〇％
十億円		○・〇〇〇二三八七％

総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船		
一億円	二億円	○・〇〇三二一一〇％
二億円	三億円	○・〇〇一八六七五％
三億円	四億円	○・〇〇一三六三〇％
四億円	五億円	○・〇〇一〇八七五％
五億円	六億円	○・〇〇〇九〇八八％
六億円	十億円	○・〇〇〇七八三〇％
十億円	十五億円	○・〇〇〇四八一〇％
十五億円		○・〇〇〇三二五二％

総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船		
一億円	二億円	○・〇〇四三二三〇％
二億円	三億円	○・〇〇二二九三五％
三億円	四億円	○・〇〇一六四六〇％
四億円	五億円	○・〇〇一三一五〇％
五億円	六億円	○・〇〇一一〇六六％
六億円	十億円	○・〇〇〇九四三五％
十億円	十五億円	○・〇〇〇五九二二％
十五億円	二十億円	○・〇〇〇四一一二％
二十億円		○・〇〇〇三一九三％

(二)　（略）

二　（略）

総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船		
三千万円	五千万円	○・〇〇一一八〇〇％
五千万円	一億円	○・〇〇〇八三〇〇％
一億円	二億円	○・〇〇〇五〇五〇％
二億円	三億円	○・〇〇〇三二八五％
三億円	四億円	○・〇〇〇二四一〇％
四億円	五億円	○・〇〇〇一八九〇％
五億円	六億円	○・〇〇〇一五四八％
六億円	十億円	○・〇〇〇一三一五％
十億円		○・〇〇〇〇八一五％

総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船		
五千万円	一億円	○・〇〇二〇六〇〇％
一億円	二億円	○・〇〇一三九五〇％
二億円	三億円	○・〇〇〇八六二〇％
三億円	四億円	○・〇〇〇六三二〇％
四億円	五億円	○・〇〇〇五〇二五％
五億円	六億円	○・〇〇〇四一四〇％
六億円	十億円	○・〇〇〇三五四〇％
十億円		○・〇〇〇二一七〇％

総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船		
一億円	二億円	○・〇〇三一三〇〇％
二億円	三億円	○・〇〇一八二〇五％
三億円	四億円	○・〇〇一三二八〇％
四億円	五億円	○・〇〇一〇六〇〇％
五億円	六億円	○・〇〇〇八八五八％
六億円	十億円	○・〇〇〇七六三〇％
十億円	十五億円	○・〇〇〇四六八八％
十五億円		○・〇〇〇三一七〇％

総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船		
一億円	二億円	○・〇〇三九三〇〇％
二億円	三億円	○・〇〇二〇八五〇％
三億円	四億円	○・〇〇一四九六〇％
四億円	五億円	○・〇〇一一九五五％
五億円	六億円	○・〇〇一〇〇六〇％
六億円	十億円	○・〇〇〇八五七五％
十億円	十五億円	○・〇〇〇五三八四％
十五億円	二十億円	○・〇〇〇三七三八％
二十億円		○・〇〇〇二九〇三％

(二)　（略）

二　（略）

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日前に漁船保険組合の保険責任が始まる漁船船主責任保険に係る保険関係及び再保険関係については、なお従前の例による。